

いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>資産の表示項目としての「図書」の表示を公立大学法人に限ることに関する書籍の会計上の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 価額の低い物をいちいち資産として計上することは、その開示の必要性に乏しい上、事務的に煩雑なため、長期間にわたって保存、使用することが予定される書籍であっても、資産として計上することを要しないと解するべき。 2. 書籍の減価額を見積もることが困難であるといっても、通常の書籍の価値は、時間とともに減少するため、書籍の減価償却を否定するのは妥当でない。したがって、通常の書籍については、減価償却を行うことを認めるべき。 3. 書籍の中には、骨董品的価値を持って高値で取引され、価値が減少しないと見込まれるものもあるため、このような書籍については、「美術品・收藏品」として計上し、減価償却をしないものとするべき。 	<p>有形固定資産の表示項目について、現行の規定では公営企業型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人は、「図書」の項目を表示することとされていますが、国の独立行政法人及び国立大学法人の会計基準の規定を考慮し、公立大学法人に限ることとするものです。</p> <p>今回の改訂では、表示項目の取扱いの変更のみであり、「図書」に係る会計処理自体を変更するというものではないため、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>